

令和6年2月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月22日(木) 13:30~14:35

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光
4番 (欠番)
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹(欠席)
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局>

本日、事務局長は他の公務の為欠席、次長も同じく他の公務の為少し遅れるため、私が代理で進行を務めます。

ただ今から令和6年2月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、17番 飯野 直人 委員、2番 仲田 孟 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	7件	7,299 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	119.54 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件	19,370.09 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件	5,008 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5件	39,327 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件	18,529 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	1,813 m ²
合計		24件	91,465.63 m ²

次に、会務報告ですが、

2月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが7件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張、耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規参入のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費果樹の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條宿、倉庫の建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井茅林、営農型太陽光発電施設（支柱）のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：比志委員

申請番号2番：志村（保）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号2番について、シャインマスカットの写真がありますが、3年経過したことを考えると小さいと思います。この間、事務局にて現地確認をして指導をしたり通知を送ったりということはしているのでしょうか。

<事務局>

営農型太陽光については、毎年報告義務があります。農業委員さんにも現地確認をしていただき、結果を添えて県へ報告します。国で規制を検討しているとの情報も聞いておりますので、指示が下りてきたらそれに沿って指導してまいります。

<委員A>

営農型太陽光の契約が切れた場合、農業委員会として撤去等の指導はできるのですか。

<事務局>

農地であることに変わりはありませんので、農地法に基づいて指導をしていきます。

<委員B>

申請番号2番については、一時転用許可期間が満了したことによる更新の申請かと思います。更新のためのQ&Aには、①営農の適切な継続が確保されていること、②荒廃農地を再生する場合以外の場合、その農地で同じ地域の同じ作物の平均的な単収と比較し、概ね2割以上の収穫ができているか、③荒廃農地を再生する場合の要件のため非該当、④生産された農産物の品質に著しい劣化が認められないこと、という4つの項目に該当するかどうかで判断するように記載があります。これを事務局にて確認し、すべて満たすため案件として通したのか、それともそれを農業委員さんに判断して欲しくてあげてきたのか、2つの考え方があると思います。許可の権限は県にありますので、市農業委員会では許可相当という意見をつけるか、懸念事項があるため条件付きの意見を付けられるのか、条件付きができるのであればそのようにしてはどうかと思います。

<事務局>

県と相談させていただきます。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(意見・質問なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番及び2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件、貸借権の設定に関するものが2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町三ツ澤中坊来石他、工業団地造成のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町坂井村ノ前、農家住宅建設のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は中田町中條丸山、市道工事に伴う資材置場建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横森（武）委員

申請番号2番：志村（保）委員

申請番号3番：今福委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。申請の中に委員に関する案件がありますので、議案第5号が終了するまで、退席をお願いいたします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：18年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年9ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年9ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件、通知が2件です。議案集の14ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保小森他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條起田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割石宮、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

報告該当土地1番 該当所在地：穂坂町宮久保南原 1筆 744㎡

報告該当土地2番 該当所在地：旭町上條北割金山 2筆 1,069㎡

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年2月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美